

令和3年9月22日

日本古代史ネットワーク
会長 鷺崎 弘朋 様

独立行政法人国立文化財機構
本部事務局 総務企画課

法人文書不開示決定通知書の送付について

令和3年7月13日付で請求のあった件について、別添のとおり回答いたします。

本件についてのお問い合わせ先
独立行政法人国立文化財機構
本部事務局総務企画課 総務担当 松岡・高林
〒110-8712 東京都台東区上野公園13-9
TEL: 03-3822-1577
FAX: 03-3822-1113

独法文総第13-1号
令和3年9月22日

法人文書不開示決定通知書

日本古代史ネットワーク
会長 鷺崎 弘朋 様

独立行政法人国立文化財機構理事長

島谷 弘幸



令和3年7月13日付けの法人文書の開示請求について、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。

不開示決定した法人文書の名称	AAA: 奈良文化財研究所において研究・発表されてきた年輪年代法の暦年標準パターンについて、下記のものにつき、各々の暦年標準パターンの全域の数値データ及び、個々のパターン作成の基となった試料の年輪幅を示す画像データ、年輪幅測定数値データとそのグラフデータ (AAA:1・2・3・4・5) BBB: 年輪年代によって測定された年代が発表されているが、下記に示す各事例で使用された試料の年輪幅を示す画像データ、その年輪幅を測定した数値データとそのグラフデータ、及び、比較対応させた暦年標準パターンについての名称とその全域の数値データとそのグラフデータ (BBB:4・5・6・7)
不開示とした理由	独立行政法人国立文化財機構における法人文書の開示決定等にかかる審査基準Ⅳ 第5条第4号関係(事務又は事業に関する情報)ホ「調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれのあるもの」に該当するため不開示

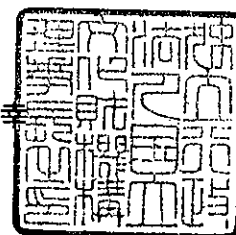
* この決定について不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、独立行政法人国立文化財機構理事長に対して審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日から6ヶ月以内に、独立行政法人国

法人文書不開示決定通知書

日本古代史ネットワーク
会長 鷺崎 弘朋 様

独立行政法人国立文化財機構理事長
島谷 弘幸



令和3年7月13日付けの法人文書の開示請求について、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。

不開示決定した法人文書の名称	BBB: 年輪年代によって測定された年代が発表されているが、下記に示す各事例で使用された試料の年輪幅を示す画像データ、その年輪幅を測定した数値データとそのグラフデータ、及び、比較対応させた暦年標準パターンについての名称とその全域の数値データとそのグラフデータ (BBB:1・2・3)
不開示とした理由	該当する文書が存在しないため

* この決定について不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、独立行政法人国立文化財機構理事長に対して審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日から6ヶ月以内に、独立行政法人国立文化財機構を被告として(訴訟において独立行政法人国立文化財機構を代表する者は理事長となります。)、同法第12条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

* 不明な点がある場合には、情報公開室にご連絡ください。

情報公開室 担当: 松岡、高林 (TEL: 03-3822-1577)